

住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の実施結果について

1 趣旨

システム標準化による住民基本台帳事務システムの更改を令和7年1月に実施するにあたり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、番号利用法の定める手続きとして、特定個人情報保護評価書の修正にともなう、区民意見公募および第三者点検を実施したので報告する。

2 区民意見公募手続の実施結果

(1) 実施期間

令和5年12月1日から令和5年12月21日まで

(2) 実施結果

意見・質問の件数 3件

(3) 意見の概要

<別紙1>のとおり

3 第三者点検の実施結果

(1) 実施日

令和6年1月15日(月)

(2) 点検実施機関

品川区個人情報保護審議会(専門部会)

(構成員：荒木俊馬委員、清宮眞知子委員、後藤省二委員)

(3) 意見の概要

<別紙2>のとおり

4 今後のスケジュール

(1) 個人情報保護委員会へ評価書提出(3月上旬)

(2) 全項目評価書の公表(広報紙・ホームページ・戸籍住民課窓口)(3月上旬)

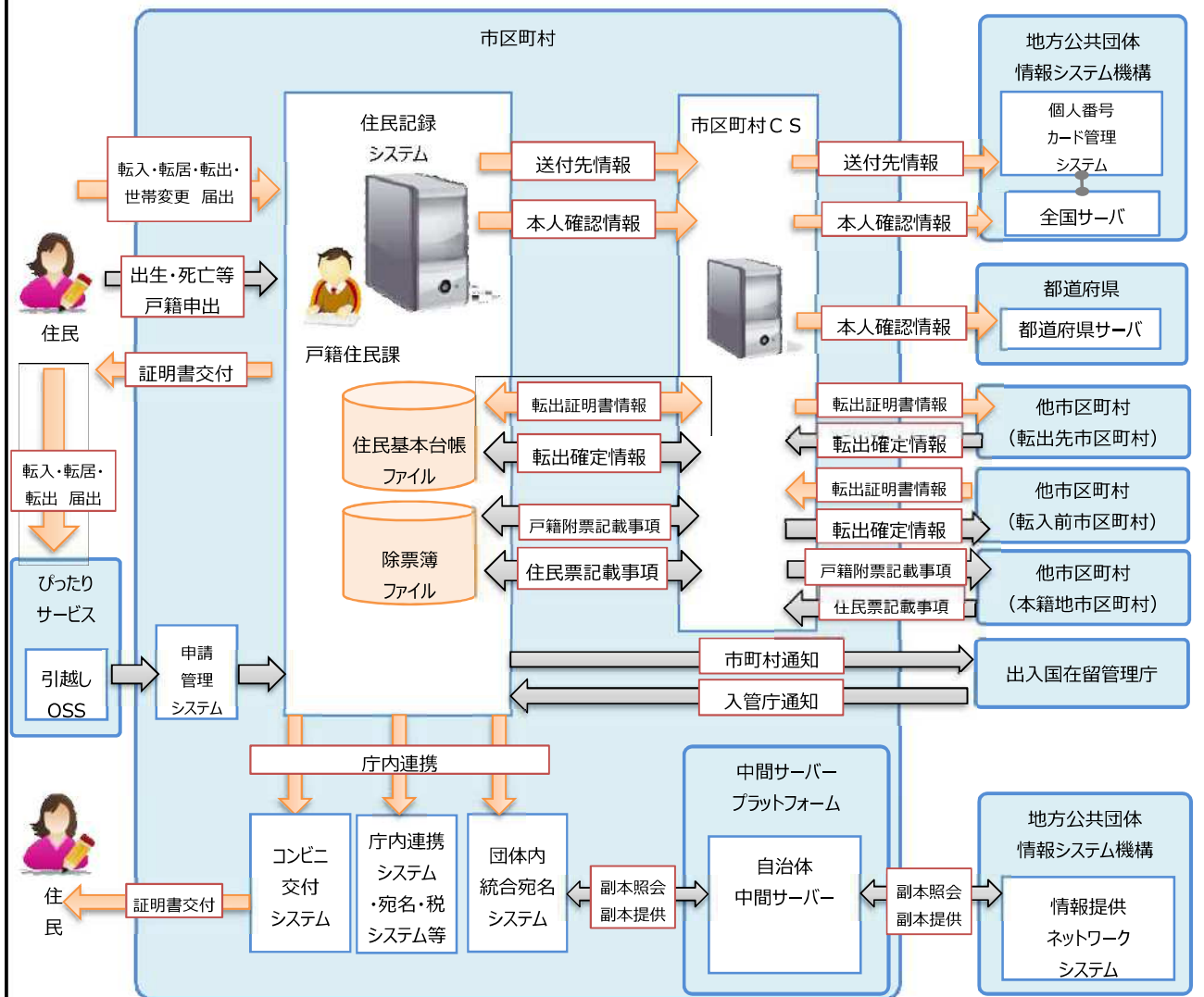
「住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書の評価案」
区民意見公募手続の実施結果（意見の概要）

意見の要約	区の考え方
①評価書の内容と量について	
<p>・評価書の内容と量が多く、きめ細かく区政のデジタル化に取り組んでいると思った。</p> <p>・評価書はたいへんよくまとめられており、21日間では見切れない印象だった。</p>	<p>区民意見公募手続の実施に関する要綱により、パブリックコメントの期間は、広報紙発行の翌日から起算して14日以上30日以内とされている。最大で30日の期間を設けることが可能だが、この度はシステム標準化の期限という時間の制約があるため、やむなく期間を短縮して実施した。</p> <p>今後、特定個人情報保護評価書に係るパブリックコメントは30日の期間で実施するよう努める。</p>
②事務の内容の図説について	
<p>「I 基本情報」の「(別添1) 事務の内容」の図説について、9ページの備考欄において矢印の色の意味(個人番号の取り扱いの有無)を説明しているが、次ページ以降は異なる規則性により矢印に色がつけられおり、個人番号を含むデータか否かがわかりにくい。10～13ページにおいても備考欄に図中各色の説明があった方がよいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、個人番号が含むデータか否かが判別できなくなっていたため、個人番号を含むデータが判別できるように図中の色を修正する。</p>
③マイナンバーカードの紐づけ誤りについて	
<p>マイナンバーカードに誤った個人情報が紐づけられたという問題が報道されていたが、品川区ではこのような事例はあったか。</p>	<p>政府が実施した総点検により、マイナンバーカードと健康保険証や障害者手帳との紐付け誤りが全国的に確認されており、総点検の結果が報道されたところであるが、品川区においては紐付けを誤った事例は発生していない。</p>

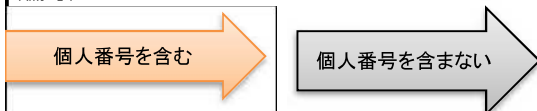
「住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書の評価案」
 第三者点検の実施結果（意見の概要）

ご意見	区の考え方
①印鑑登録事務を住民基本台帳事務の個人情報保護評価で取り扱うことについて	
<p>印鑑登録事務は住民基本台帳法に定める事務では無く、総務省の「通知」により各市区町村が条例を定め、これによる事務として執行していると認識しているが、これに関する内容を住民基本台帳事務の個人情報保護評価において取り扱うことの是非について、説明されたい。</p>	<p>品川区はマイナンバーカードを印鑑登録証として兼用化できるようにしており、印鑑事務を遂行する上で、住基台帳とマイナンバーが紐づけられたデータベースが必要となることから、印鑑登録機能を記載している。</p>
②削除された住民票データの取り扱いの評価書への記載について	
<p>住基法の改正により、従前、転出・死亡等の理由により削除された住民票については、保存期間が5年から150年と大幅に延長された。これに伴い、削除された住民票の保存件数が非常に多くなり、システムの処理能力への影響が大きくなるため、削除された住民票については一定期間後に除票だけを管理する簡便なシステムに移行することが、住民基本台帳システム標準仕様書に記載されていると思うが本件評価書でも明示的に記載されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、これまで5年抹消していたデータは現在、住民基本台帳ファイルに保存せず、除票簿ファイルに記録しているため、明記する。</p>
③業務システム専用パソコンのセキュリティについて	
<p>専用端末(PC)のセキュリティはどのように担保されているのか。</p>	<p>VDI(仮想デスクトップ)を採用し、端末にデータを残さないよう設定している。なお、インシデント発生時は、すべての端末の操作ログや各システムログが常時保管(情報推進課で一元管理)されているため、迅速な対応が可能である。</p>

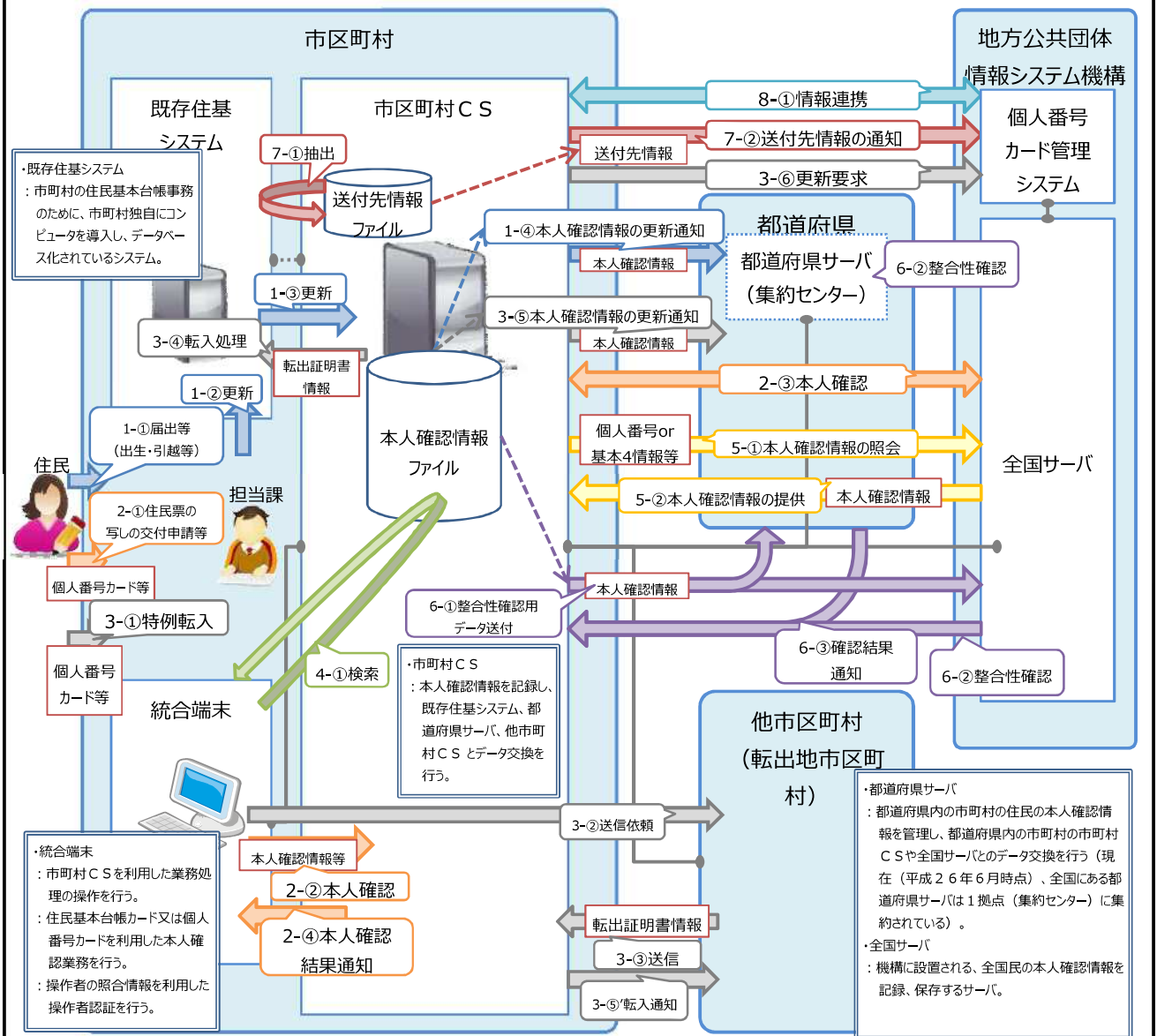
(別添1) 事務の内容



(備考)

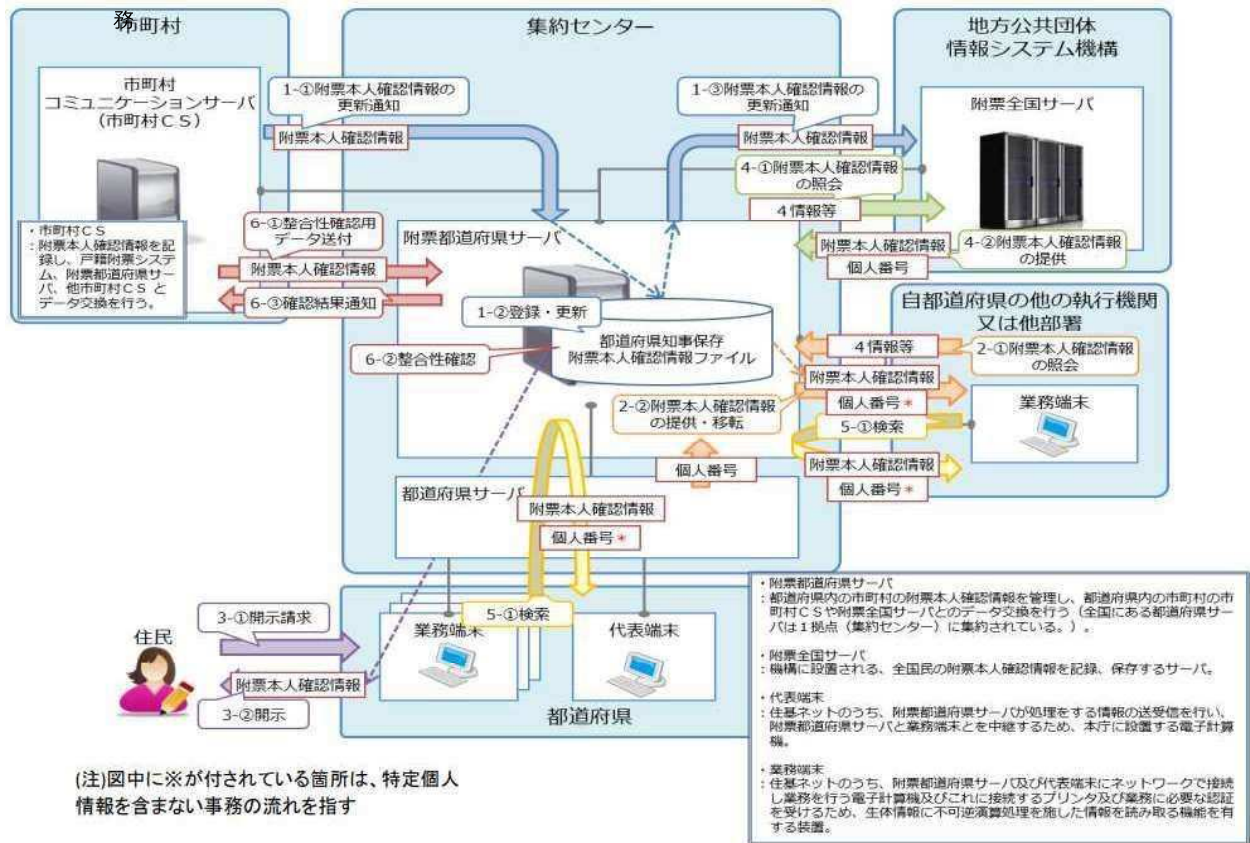


(別添1) 事務の内容

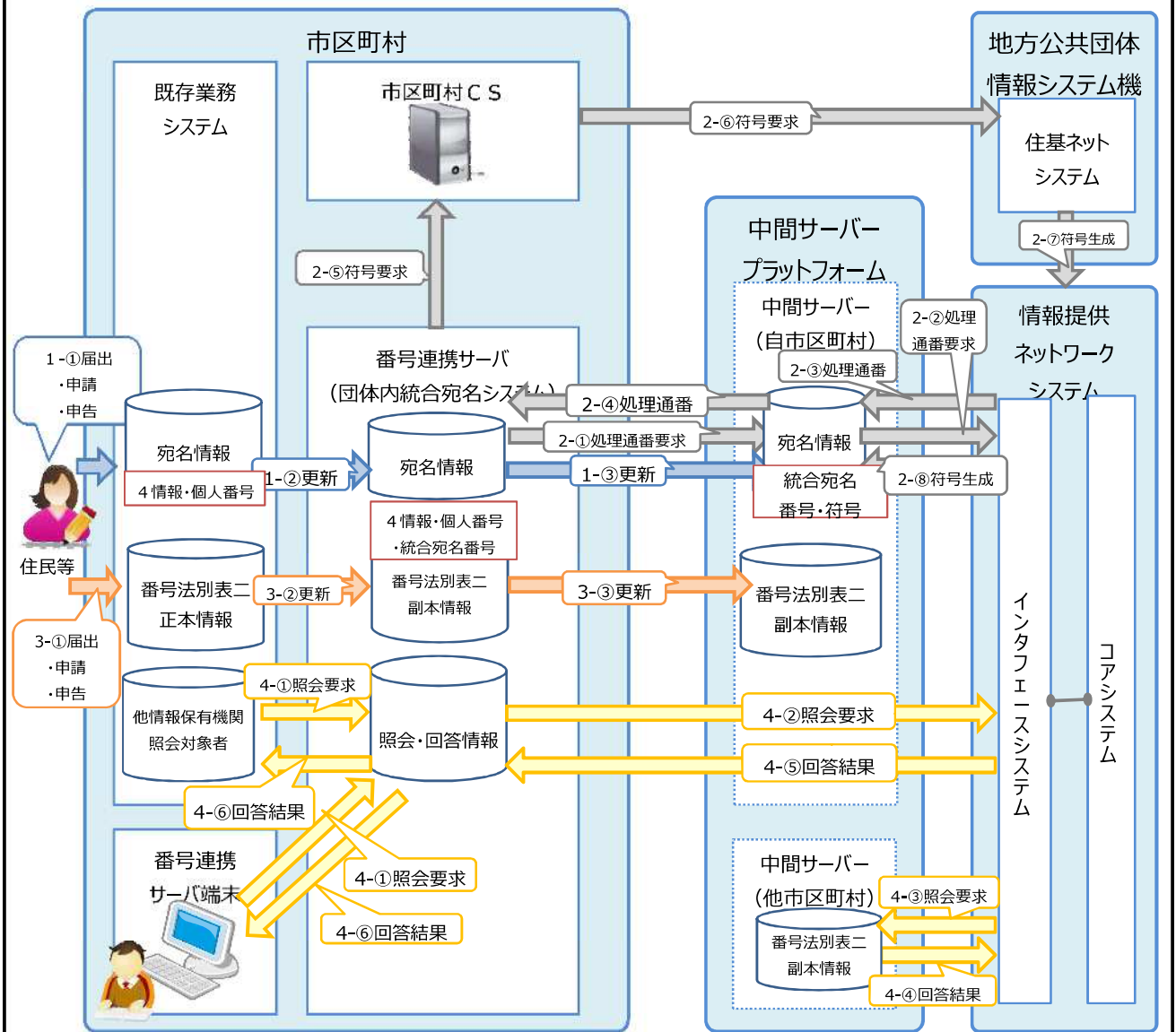


※個人番号カードに係る事務（個人番号通知書／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

附票本人確認情報に関わる事



(別添1) 事務の内容



(備考)